

岡崎市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年3月5日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (財務部 資産税課)

令和4年3月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第18号関係分

令和4年12月27日まで

監査結果	措置状況
<p>熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税の減額適用について、地方税法施行令附則に規定されている対象工事費の要件を誤って認識し、適用対象外となる工事費に係る申告に対して減額を適用しているものがあつたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税の減額適用について、地方税法施行令附則に規定されている要件を詳細に確認し事務を進めるため改めて申告書受付時のチェック表を作成した。係内で共有することで適正に厳格な処理を進めている。</p>

措置の通知書 (財務部 資産税課)

令和4年3月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第18号関係分

令和4年12月27日まで

監査結果	措置状況
<p>市税規則第13条に規定されている固定資産税の非課税適用について、固定資産の所有者からではなく、当該固定資産を借り受けている者からの申告により非課税を適用しているものがあったため、同規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>市税規則第13条に規定されている固定資産税の非課税適用について、申告書記載の際に誤り等が無いよう、申告者欄の表記を「申告者」から「所有者」に改めるよう申告書の様式を令和5年12月28日付けで改正した。これについて課内で共有し市税規則に基づいた適正な処理を進めている。</p>